

千葉県地域防災計画の修正(案)の概要について

1 計画見直しの必要性

災害対策基本法に基づき策定する千葉県地域防災計画は、昭和38年の策定以来、これまで31回にわたる修正を行ってきた。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大級の地震であり、未曾有の災害をもたらした。

本県においても、津波により14名の死者、2名の行方不明者などの人的被害や液状化による物的被害をもたらすなど、本県の防災対策に係る多くの課題を浮き彫りにした。

これらの課題に対応した対策の見直しを図るため、地域防災計画の見直しを行うものである。

2 計画の基本方針

地域防災計画の見直し検討に先立ち、東日本大震災での課題の洗い出しを行うため、県では、県民の避難行動・防災意識に関する調査や、市町村・ライフライン事業者に対するアンケート調査をはじめとする検証作業を実施してきた。

また、国においては、中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」を公表し、同報告を踏まえ、防災基本計画が修正された。

さらに、本県議会の「東日本大震災復旧・復興対策特別委員会」から津波・液状化対策をはじめとする幅広い分野・項目について、提言がなされたところである。

これら検証で得られた課題や提言等を踏まえ、平成24年2月に千葉県防災会議を開催し、「千葉県地域防災計画修正の基本方針」を決定した。同方針では、次の3つの視点による見直しを推進するものとし、見直しの方向性として、「地域防災力の向上」、「津波対策の強化・推進」など具体的な見直しの重点項目を位置付けたところである。

【3つの視点】

1. 東日本大震災の被害・対応・教訓を踏まえ、より実効性の高い計画への見直し
2. あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を前提とした防災計画の見直し
3. 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策の推進

【見直しの重点項目】

1. 地域防災力の向上
2. 津波対策の強化・推進
3. 液状化対策の推進
4. 支援物資の供給体制の見直し
5. 災害時要援護者等の対策の推進
6. 帰宅困難者等対策の推進
7. 庁内体制の強化
8. 放射性物質事故対策計画の見直し

3 全体構成の見直し

千葉県地域防災計画の見直しにあたっては、東日本大震災での教訓として、津波対策の強化を目的とした見直しの必要性から、計画の構成全体に関する検討を行った。

その結果、次のとおり編の構成を再編するなど、全体的な構成を見直す。

1. 「震災編」を「地震・津波編」に改称した上で、津波対策の重要性を位置付けるとともに、内容の充実を図る。
2. 「震災編」の改称に合わせ、各編との共通の理念となる地域防災力の向上や、災害時要援護者等への配慮などを位置付けた「第1編 総則」を新設する。
3. 「総則」の新設、「地震・津波編」への改称に併せ、大規模事故編を種別ごとに3編に分類し、「総則」から「公共交通等事故編」までの6編構成とする。
4. 津波対策を予防計画・応急対策計画・復旧計画のそれぞれの段階において節を設けるなど、実態に即した構成とするとともに、節の名称についても分かりやすく改める。

【現行】

- 風水害等編
- 大規模事故編
- 震災編

【修正案】

- 【第1編】 総則【新設】
- 【第2編】 地震・津波編
- 【第3編】 風水害等編
- 【第4編】 放射性物質事故編
- 【第5編】 大規模火災等編
- 【第6編】 公共交通等事故編

【実態に即した構成（例示）】

- 予防計画のみに位置付けていた津波対策について、応急対策計画、復旧計画にも節を設け、対策の充実を図る。
- 予防計画のみに位置付けていた災害時要援護者対策について、応急対策計画にも節を設け、対策の充実を図る。
- 応急対策計画のみに位置付けていた帰宅困難者対策について、予防計画にも節を設け、対策の充実を図る。

4 主な修正事項

「千葉県地域防災計画修正の基本方針」で定めた重点項目ごとの見直しの方向性に基づき、計画の修正を行う。

(1) 地域防災力の向上

平時から正しい知識を持ち、災害発生時には、自らが考え、行動できるようにするため、自助の取組みの強化を図る。

また、地域における防災活動の中核となる人材を養成するなど、自主防災組織等の機能強化を図り、共助の取組みを強化する。

さらに、自助・共助の取組の強化と併せ、県や市町村などの防災関係機関（公助）においても、県民の安全・安心を守るためにとり得る手段を尽くし、自助・共助・公助が一体となって、県内全域の防災力の向上を図る。

○ 防災教育の普及促進

学校現場における防災教育については、「学校教育指導の指針」に基づき、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、県、市町村及び防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体のかかわりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。〔拡充〕

○ 過去の災害教訓の伝承

県民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。〔新規〕

○ 自主防災組織の育成

市町村と連携し、自主防災組織の設置や災害発生時において各組織を取りまとめる、県が認定した災害対策コーディネーターの養成講座を開催するなど、共助の中核となる人材育成を推進し、自主防災組織の機能強化を図る。〔拡充〕

○ (仮称) 防災基本条例の制定

県民や事業者、県・市町村などの役割や取組み事項を明らかにすることにより、防災意識の高揚を図り、県内全域の防災力の向上を目指す、(仮称) 防災基本条例を制定する。〔新規〕

(2) 津波対策の強化・推進

津波に対しては、人命を最優先とし、減災の視点から多重防御に重点を置いた対策を講じる。具体的には、防潮堤などの海岸保全施設等の整備などのハード対策に過度に依存するのではなく、避難を軸としたソフト対策とハード対策を組み合わせ、総合的な津波対策を推進する。

○ 防災意識の向上

「地震イコール津波、即避難」など、津波防災意識の向上を図るため、広報誌、インターネットなどの多種多様な広報媒体の活用に加え、防災教育、防災訓練、防災講演会等のあらゆる機会をとらえて、分かりやすい広報・啓発に取り組む。〔拡充〕

○ 避難のための津波浸水予測図の作成

県民の具体的な避難行動に結びつきやすくするため、新たに気象庁の津波警報区分に応じた避難のための津波浸水予測図を作成する。また、市町村が、この津波浸水予測図を活用し、実践的な津波ハザードマップや津波避難計画を作成することを支援する。〔新規〕

○ 津波対策の住民への周知徹底

市町村は、避難勧告・指示の発令基準や手順、伝達方法等を予め定めるとともに、避難場所、避難路及び津波避難ビル等の指定・整備に努め、住民に対し周知徹底を図る。〔拡充〕

○ 津波防護施設等の整備

海岸保全基本計画に基づき、堤防などの海岸保全施設を整備する。

また、東日本大震災において、一定の効果が認められた海岸保安林についても、機能強化や多重防御などの観点を取り入れた新たな保安林整備指針に基づき、森林や砂丘の整備を行う。〔新規〕

○ 水門等の確実な操作

既設の防潮堤等の防災施設に設置されている水門、陸閘等について、津波を想定した操作指針を作成するとともに、遠隔操作等により水門を閉鎖するシステムを必要に応じて導入していく。〔新規〕

○ 住民への正確かつ迅速な情報伝達

市町村は、住民への正確かつ迅速な情報伝達を確実にを行うため、あらゆる広報伝達媒体や組織等を活用するとともに、伝達内容についても、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるようにするため、災害を具体的にイメージできる表現になるよう工夫する。〔新規〕

○ 避難誘導における安全確保

避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職団員など、避難誘導にあたる者は、あらかじめ定めた行動ルールに従い、安全が確保をされることを前提として避難誘導を行うものとする。〔新規〕

(3) 液状化対策の推進

東日本大震災では、東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地など広範囲にわたり液状化現象が確認され、これらを主な原因として5万棟を超える建物被害や、上下水道施設を中心とするライフライン被害が発生し、県民生活に大きな影響をもたらした。

これを踏まえ、液状化に強いまちづくりに向けた取組みをさらに推進する。

○ ライフライン施設等の液状化対策

上下水道等のライフライン施設や道路・橋梁等の公共施設について、地盤の改良や耐震継手を導入するなどの液状化対策の促進を図る。〔拡充〕

○ 液状化しやすさマップ等の作成

県民の液状化対策を促進するため、液状化しやすさマップや揺れやすさマップを用い、液状化発生メカニズム等を県民に分かりやすく広報する。また、ボーリングデータ等の地盤情報についても引き続き収集し、ホームページ等により公表する。
〔新規〕

○ 液状化対策工法の広報

既存住宅について、国や大学等の研究機関が研究を進めている液状化対策工法に関する情報を収集し、研究結果や施工例を県民に広報する。〔新規〕

○ 液状化被害における生活支援

液状化によりライフラインが寸断した場合の在宅の災害時要援護者に対する生活支援をするため、共助及び地域のネットワークによる支援体制の取組みを促進する。
〔拡充〕

○ ライフライン施設等の応急復旧

液状化被害のあったライフライン施設等について、応急復旧までの目標期間を定めるなど、迅速な応急復旧体制を整備する。〔拡充〕

(4) 支援物資の供給体制の見直し

県民や自主防災組織、事業所等に対し、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、発災時には、被災者に対する円滑な物資供給が行えるよう、備蓄・調達の体制を整備する。

また、県外から大量に供給される支援物資を受入れ、かつ迅速・的確に被災地へ供給するため、民間物流事業者のノウハウ等を最大限に活用した物流体制を確保する。

○ 備蓄意識の高揚

県及び市町村は、家庭や事業所等における3日分以上の食料や飲料水等の備蓄の推進を働きかけ、備蓄意識の高揚を図る。〔拡充〕

○ 県及び市町村における備蓄等の推進

県及び市町村は、災害時要援護者や女性の避難生活に配慮しながら、県民の生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水や生活必需品の計画的な備蓄を行い、併せて民間調達による確保を目的とした関係事業者等との協定締結を推進する。〔拡充〕

○ 「プッシュ型」支援

状況によっては市町村からの支援要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などを視野に入れた活動体制を構築する。〔新規〕

○ 官民連携による物流体制

物資の集積拠点としての物流倉庫や機材、ノウハウの提供などについて民間物流事業者の協力を受け、官民連携による物流体制を構築する。〔新規〕

○ 代替性を確保した道路整備

円滑な支援物資の供給のため、多重化による代替性を確保するなど災害に強い道路の整備等を推進する。〔新規〕

(5) 災害時要援護者等の対策の推進

東日本大震災では、死者の多くを高齢者が占めるなど、大規模災害に際して災害時要援護者が犠牲になる割合が高いことが明らかとなった。

県は、様々な防災対策を講じる上で、高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、又は外国人などの災害時要援護者や女性に配慮した対策を推進する。

○ 災害時要援護者避難支援プラン（個別計画）の策定

県民及び市町村は、災害時要援護者の所在の把握に努め、自治会や町内会などの地域全体で一人ひとりの要援護者に対し複数の支援者を定めるなど、具体的な災害時要援護者避難支援プラン（個別計画）の策定に努める。〔拡充〕

○ 福祉避難所の整備及び指定

市町村は、施設の安全性確保やバリアフリー化などの災害時要援護者等に配慮した福祉避難所の整備や指定に努め、また、県及び市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の災害時要援護者等を区域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。〔拡充〕

○ 災害時要援護者の移送支援

市町村は、要援護者の健康状態の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要援護者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。〔拡充〕

○ 災害時要援護者や女性に配慮した備蓄の推進

県及び市町村は、災害時要援護者や女性の避難生活に配慮しながら、県民の生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水や生活必需品を計画的に備蓄する。〔拡充〕

(6) 帰宅困難者等対策の推進

東日本大震災では、県内で多くの帰宅困難者等が発生し、行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや、駅と市町村との情報連絡体制が不十分であったことなどにより、一部では混乱も生じた。

発災時における一斉帰宅行動を抑制するための広報や、駅周辺ごとの実情に応じた具体的な対策を講じるための取組みなどを進めるとともに、救助・救急活動が落ち着いた後の徒歩帰宅に対する支援の取組みについても、さらなる充実を図る。

○ 基本原則の周知

帰宅困難者等対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、平常時から交通事業者、市町村及び各企業団体等と協力しながら様々な媒体を活用し「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図る。〔拡充〕

○ 周辺都県市との連携

帰宅困難者等は、都県を越えて広域的に発生することから、帰宅困難者等への情報提供のあり方や、一時滞在施設の確保など、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議等において、周辺都県市と連携した取組みを推進する。〔拡充〕

○ 情報連絡体制及び安全の確保

主要鉄道駅等を核とした取組みを推進するため、「駅周辺帰宅困難者等対策協議会（仮称）」の設立を促進し、情報連絡体制や帰宅困難者等の安全確保などの対策に取り組む。〔新規〕

○ 一時滞在施設の確保及び徒歩帰宅支援

帰宅困難者を受け入れるための一時滞在施設を確保するとともに、帰宅支援対象道路の周知及び災害時帰宅支援ステーションのさらなる確保等を進める。〔拡充〕

(7) 庁内体制の強化

東日本大震災において、県災害対策本部では、自衛隊の災害派遣要請、石油コンビナートにおける大規模な火災、福島第一原子力発電所事故に因る放射性物質の影響や計画停電、東北3県への支援など、これまでに経験したことのない、様々な事象への対応を行ってきたところである。

これらにより得られた多くの経験に加え、未曾有の被害が発生した東北3県の状況も参考として、市町村が災害対応能力を喪失するなどの大規模な災害が発生した場合でも、迅速で効果的な災害応急対策が実施できるよう、市町村支援を含めた県の災害応急活動体制の強化を図る。

○ (仮称) 危機管理防災センターの整備

発災時において、迅速な応急対応を実施できるよう、常設の災害対策本部事務局室を整備する。〔新規〕

○ 災害対策本部事務局体制の強化

地震災害や石油コンビナート災害の併発などの複合災害にも迅速かつ機動的な災害対応ができるよう災害対策本部事務局の組織を見直し、体制の強化を図る。〔拡充〕

○ 国や市町村等と連携した災害応急対策

東日本大震災では、市町村の行政施設が被災し、被害状況を把握できなくなった事例があった。こうした場合、県は自ら情報収集するとともに、国や市町村等と情報を共有するなど、連携して災害応急対策を実施する。〔拡充〕

○ 区域を越えた被災者の受入れ

県及び市町村は、被災地において被災者の生命又は身体を災害から保護することが困難な場合などの区域を越える被災者について、受入れ等が円滑に行えるよう協定の締結によるさらなる連携強化や受入れに係る調整手続きなどの体制を整備する。〔新規〕

(8) 放射性物質事故対策計画の見直し

原子力発電所事故については、本来、国及び事業者が適切に対応すべきものであり、また、千葉県は、原子力安全委員会が定めた「防災指針」に規定される防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲外であるが、東京電力福島第一原子力発電所事故により本県にも影響が生じている状況を踏まえ、県外に立地する原子力発電所等における事故にも対応した計画に見直す。

○ 県外原子力発電所事故の情報収集・発信体制の整備

原子力発電所事故は、隣接県のみならず、遠隔地にも様々な影響を及ぼすことから、国や事業者等からの情報収集に努め、また、県民、市町村及び県内関係機関に対する情報発信体制を整備する。〔新規〕

○ 放射線モニタリング体制の整備

放射線測定機器類等モニタリング体制を整備し、国と連携し空間放射線量率等のデータをホームページ等で公開する。また、国の指示や指導等に基づき、放射性物質が検出された飲料水及び飲食物の摂取制限や農林水産物の出荷制限を行う。〔新規〕

○ 広報・相談活動

放射性物質事故発生時、県民等の風評被害による混乱を防止するため、モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、県民などからの健康相談や要望等に対応するための相談窓口を設置する。〔新規〕

○ 廃棄物等の処理

国及び市町村等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰などの廃棄物や土壌等に対応する。〔新規〕

(9) その他（風水害等編の見直し）

震災編等の見直しに伴い、県民の防災力向上、災害時要援護者対策の推進及び庁内体制など、防災計画各編の整合性を図るため、所要の見直しを行うとともに、国の防災基本計画が修正されたことに合わせ、被災者等への的確な情報伝達などの取組みについて修正を行う。

5 今後の見直し

今回の修正は、東日本大震災における被害等を踏まえ実施した、県・市町村、ライフライン事業者の災害対応及び県民の避難行動等に関する調査・分析をもとに策定した「千葉県地域防災計画修正の基本方針」や「東日本大震災千葉県調査検討専門委員会」から意見をいただきながら実施した「津波及び液状化に関する調査」に基づき、計画の見直しを行ったものである。

現在、中央防災会議において実施している、首都直下地震及び南海トラフの巨大地震に係る対策の検討状況、今後予定されている原子力防災指針の見直し、災害対策基本法の改正などを踏まえ、必要に応じて、千葉県地域防災計画についても随時修正を行うこととする。

(参考) 総則 地震・津波編の構成

第1編 総則

第1章 計画の目的及び構成	
第1節	計画の目的
第2節	計画の構成
第2章 計画の基本的な考え方	
第1節	減災を重視した防災対策の方向性
第2節	地域防災力の向上
第3節	災害時要援護者及び男女共同参画の視点
第4節	計画に基づく施策の推進及び見直し
第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	
第4章 地勢概要等	

第2編 地震・津波編

第1章 総則	
第1節	地震・津波対策の基本的視点
第2節	想定地震と被害想定
第3節	減災目標
第2章 災害予防計画	
第1節	防災意識の向上
第2節	津波災害予防対策
第3節	火災等予防対策
第4節	消防計画
第5節	建築物の耐震化等の推進
第6節	液状化災害予防対策
第7節	土砂災害等予防対策
第8節	災害時要援護者等の安全確保のための体制整備
第9節	情報連絡体制の整備
第10節	備蓄・物流計画
第11節	防災施設の整備
第12節	帰宅困難者等対策
第13節	防災体制の整備
第3章 災害応急対策計画	
第1節	災害対策本部活動
第2節	情報収集・伝達体制
第3節	地震・火災避難計画
第4節	津波避難計画
第5節	災害時要援護者等の安全確保対策
第6節	消防・救助救急・医療救護活動
第7節	警備・交通の確保・緊急輸送対策
第8節	救援物資供給活動
第9節	広域応援の要請及び県外支援
第10節	自衛隊への災害派遣要請
第11節	学校等における児童・生徒の安全対策
第12節	帰宅困難者等対策
第13節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策
第14節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理
第15節	液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧
第16節	ボランティアの協力
第4章 災害復旧計画	
第1節	被災者生活安定のための支援
第2節	津波災害復旧対策
第3節	液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策
第4節	激甚災害の指定
第5節	災害復興